

近世前期津藩の土地売買慣行について

無年季的質地請戻し慣行と領主政策

藤谷 彰

はじめに

本稿は、質入れした土地について、元金を返済すれば何年たっても請戻せるという慣行、いわゆる無年季的質地請戻し慣行の実態を津藩領下にあった村落を事例に分析することを目的とする。

近世村落における土地制度である無年季的質地請戻し慣行が村落共同体によって保証され、地主的土地所持を抑制し、小百姓経営の再生産維持に大きな役割を果たしたことが先行研究で確認されている。^①近世初期には各地の土地移動、それに伴う土地集積は、永代売によるものであり、その理由として、農業生産力の低位、貢租米納や小物成等の役銀による貨幣収入の必要性の増大であるとしている。^②

近世初期から前期にかけての伊勢神宮領の質地証文記載の文言は、寛永期から寛文・延宝期の小農自立期に、達乱があった場合に当事者や加判人が対処して買主に迷惑をかけないことを保証した文言である埒明文言が成立し、徳政令発布という具体的有効性が希薄な徳政担保文言が消滅するとしている。併せて、検地帳・名寄帳などが土地台帳として機能し始め、土地所持の根拠となっていたこと、それは高請地を自己の所持地であるという意識^③百姓高請地所持意識の成立と関連があるとの見解を示した。

本稿で分析対象の津藩の無年季的質地請戻し慣行については、白川部達夫氏が触れているが、それは明治期の『全国民事慣例類集』を典拠に、伊勢国安濃郡では「十箇年元金返し売渡」により十年間は請戻せないが、その後は無年季的質地請戻しが可能な土地売買が行われていたという。^④しかし、伊勢神宮領のような近世期の史料を利用した質地証文についての実態検証や、検地帳との照合など先行研究は見当たらず、その意味でこの慣行の詳細な分析は有意義である。

また、検地に関して、伊勢国津藩領の場合、豊臣秀吉が行った文禄検地のあと、明暦三（一六五七）年以降に実施された内検まで検地は行われなかった。^{⑤⑥}そうであるならば、文禄検地から内検までの期間は藩の検地帳に基づいた土地所持の根拠とはならず、この点についても検証する必要がある。

さらに、この慣行についての先行研究では、村落共同体内での問題として、証文や名寄帳等の分析を行っているが、各村落ともになぜかの領主支配の下でこのような慣行を行っているのである。とすれば慣行の実態の検証とともに、領主政策との関係にも着目する必要があると考える。^⑦

本稿では、伊勢国津藩領下で実施されていた近世前期の無年季的質地請戻し慣行の成立、実態の解明について論究することで、津藩の在地政策

の基礎的分析、領主の存在を重視した無年季的質地請戻し慣行の検討を行いたい。⁽⁸⁾

第一章 近世前期の本藩領の土地売買証文

本章では、無年季的質地請戻し慣行が行われる以前も含めて、近世前期の土地制度の様相を検討してみたい。ここでは、津藩本藩領の粟加村を事例に寛永期から元禄期までの土地売買証文について分析を行う。

津藩伊勢国領粟加村に残る最古の土地売買証文は次のとおりである。⁽⁹⁾

〔史料一〕

永代売渡申作敷之事

字せこ口

高石六斗五升四合代

右之作敷現米納升ニ八斗ニ永代売渡申所実正にて御座候、自然御国替御代官かわり、又ハ天下一同御徳政行候共、此作敷我等於子々孫々違乱煩申もの有之間敷候、仍後日之売状、如件

寛永三年

売主

刁ノ十二月廿一日

長大夫（花押）

口入十郎左衛門（略花押）

海野勝大夫殿⁽¹⁰⁾

とある。事書は「永代売渡申作敷之事」と、「作敷」の文言が見られ中世期の名残が見られる。本文の文言には「自然御国替御代官かわり、又ハ天下一同御徳政行候共、此作敷我等於子々孫々違乱煩申もの有之間敷候」と、「徳政担保文言」、及び「違乱文言」が含まれる。⁽¹¹⁾そのほか止め文言には、近世期の土地売買証文であまり見られない「売状」の文言が記され、署名のあとには花押・略花押が据えられ、その古さを物語る。

海野家文書の中で次に古い土地売買証文は寛文十（一六七〇）年のも

のである。⁽¹²⁾その事書は「永代売渡し申新島之事」と、「永代売渡文言」を明記しており、本文には年貢米の給人への上納、「徳政担保文言」「違乱文言」が見られる。

給人への年貢上納については、粟加村が藤堂内蔵丞の知行地であったために、給人蔵への上納を表記している。また、延宝四（一六七六）年の証文も基本的には知行主である藤堂内蔵丞蔵へ上納、「徳政担保文言」の表記等、寛文十年と同様であった。

粟加村での天和二（一六八二）年の土地売買証文は、事書に「永代売渡文言」が表記され、「徳政担保文言」がある最後の証文である。

〔史料二〕

永代ニ売渡し申田地之事

一田端持下ならの木上田高帳面次第永代ニ蔵米三俵式斗ニ売渡し、則戌之年御年貢米ニ御給人様へ上納仕候、然上ハ天下一道之御国替御給人御代官替いか様之徳政御座候共、於此田地ニ少も違覧有間敷候、為後日判形如件

粟加村売主

九兵衛（印）

請人

金右衛門（印）

五人与組

次左衛門（印）

年寄

伝右衛門（印）

同

太郎右衛門（印）

庄太夫殿⁽¹⁵⁾

とあり、この時期にも「徳政担保文言」、「違乱文言」が見られる。年貢米は給人に上納した。栗加村でこの様式が一変するのは、元禄期に入ってからである。元禄八（一六九五）年の土地売買証文を掲げてみる。

〔史料三〕

売渡申元米返田地之事

下あいの

一下畑 貳畝拾八歩 分米 壹斗五升六合

下々

平高 貳斗貳升四合

代米 八斗五升元米返ニ当村仁兵衛ニ売

右之田地売渡代米請取申処実正也、然上ハ元米返弁仕候ハ、無相違地方御戻し可被成候、尤御年貢高役等其方方御勤可被成候、為後日如件

栗加村売主

清右衛門（印）

元禄八亥年二月十四日

五人与

佐左衛門（印）

年寄

太郎左衛門（印）

同

伝右衛門（印）

庄屋

三郎兵衛（印）

栗加村

仁兵衛殿

（裏書・割印）

「表書之通見届候也」

橋爪源左衛門（印）

中尾茂兵衛（印）⁽¹⁶⁾

元禄八年の土地売買証文では、担保となる土地について、地字・地種・地目・面積・分米・平高など、検地帳に記載されている項目が記されているが、それについては第三章で検討する。⁽¹⁷⁾ 前掲の二点の証文と異なり、事書は「売渡申元米返田地之事」とあり、ここに初めて「元米返」という「元返売渡文言」が入る。平高で二斗二升四合の土地を担保にして、栗加村の仁兵衛に八斗五升の米を借用したことで土地売買が成立した。しかし、そのあとにあるように「元米返弁仕候ハ、無相違地方御戻し可被成候、尤御年貢高役等其方より御勤可被成候」と、借用した元米返済したならば、担保の土地を戻すようにという「担保返却依頼文言」、借用時期の年貢諸役は仁兵衛が勤めてほしい旨の「年貢諸役勤め依頼文言」が表記されている。

この証文では後述する藩農政法令である天和三年の「可相守条々」（二七か条目⁽¹⁸⁾）にあるように、当人は勿論、庄屋ほか村役人が署名押印し、大庄屋である橋爪源左衛門、郷代官と思われる中尾茂兵衛が署名押印していることから、村を含む地域慣行というよりも藩制度としてこの慣行が機能していた可能性がある。

一方で、元禄八年には次のような「永代売」と事書がある土地売買証文も見られる。

〔史料四〕

永代ニ売渡申畑之事

一外屋敷上畑壹畝拾五歩分米壹斗七升貳合、同所下藪拾歩運上竹九厘代之所代米壹石五斗五升 御公儀様御切印其外金子貳分貳朱ニ売渡シ代米金儲請取申候処実正也、尤永代売ハ御公儀様御法度ニて御座候得共、元米返シニ売候てハ私扣地不殘売申さてハ成不申

然者私難儀仕ニ付村役人衆へ御理り申、永代ニ売渡し申候、若後日ニいか様之儀御座候共、於此田地少も申分無御座候、為後日加判如件

栗加村売主

長 作 (印)

元禄八亥年二月十四日

五人与頭

五郎右衛門 (印)

同

佐右衛門 (印)

年寄

太郎右衛門 (印)

同

伝右衛門 (印)

庄や

三郎兵衛 (印)

栗加村弁心殿⁽¹⁹⁾

この証文には、「永代売渡文言」のほかに、「永代売ハ御公儀様御法度ニて御座候得共、元米返シニ売候てハ私扣地不殘売申さてハ成不申然者私難儀仕ニ付村役人衆へ御理り申、永代ニ売渡し申候」と、永代売が禁止されているが、元米返にての土地売買では難儀するために村役人に断つた上で永代売を行うとあり、元禄八年時点で永代売が禁止され、永代売が公儀法度に背く行為であることが村落に浸透していたと考えられる。したがって、この時期には多くの土地売買証文が「永代売」ではなく「元金返」となっている事実を裏付ける。

この土地売買証文の変容は、貞享四（一六八七）年から元禄七年までに起こったものであるが、この間の土地売買証文がないために、栗加村

ではいつ変更されたのか詳細は不明である。⁽²⁰⁾ただ、そのほかの後述する村落事例からは貞享・元禄期を境に「元返売」の慣行がなされたものと考えられる。そして、その様式は内検前後で地字等の表記法が変化したようである。内検が大きな転換点であったことを意味している。

第二章 近世前期飛び地の土地売買証文

前章では津藩伊勢国本藩領について分析をしてきた。ここでは、津藩伊勢国の飛び地領であつた三重郡江村に残る証文を検討してみよう。

〔史料五〕

売渡し申田畠之事

合納米式石壹斗五升 未ノ年ノ御藏へ入申所実正也、右田畠畝数、小たい上四畝六歩、畠四畝十九歩之所也、右之田畠本かへしニかり申所実正也、右之田畠未ノ年方いの年迄ニ本米返候ハ、右之田畠此方へ御かへし可被下候、若未ノ年方いの年五年之内ニ根うけす候ハ、於永代ニ其方へ御取可被下候、若右之田畠ニおいてよこあい方六ヶ敷儀申者、又ハ殿様御国替御代官替庄や替地下所方一ヶ一門方も六ヶ敷儀申候ハ、右之請人之者共罷出急度いか様ニも埒明可申候、為後日之手形をもちて一札仍如件

江村売主

太左衛門 (花押)

明暦元年未ノ十二月十三日

同村請人

太右衛門 (花押)

同

孫左衛門 (花押)

江村庄や久三郎殿⁽²¹⁾

この証文では、未年から亥年までの五年までに「本かへし」「本米返」

とあるように、借用米を返済すれば土地を返却するが、それができない場合には、相手方に永代に売却するとある。その際には横合いからの干渉の排除、殿様以下支配替えによる無効はないこと、いわゆる「徳政担保文言」に相当する文言が記されている。併せて埒明文言も見られ、この時点で年季を区切った「元返売」の萌芽を見ることができる。

さて、このような様式の土地売買証文に変化が見られるのは延宝元年である。その証文は次のようである。

〔史料六〕

本元返シ売渡し申田地之事

合米三拾六俵式斗六升也

内

九俵此しち物 かいと 上四畝廿七歩 七兵衛分

分米七斗七升九合

(四筆中略)

右者寅ノ年御年貢米迷惑仕売渡し申所実正也、則江村御蔵へ御納所申候、然上ハ右田地ニ少も申分無御座候、右元米返シ候ハ、𦵏人ツ、ニ右田地此方へ御渡し可被成候、其時一言之申分互ニ申間敷候、為後日連状如件

江村うり主

七兵へ(花押)

同 権十郎(略花押)

同 権三郎(略花押)

同 作左衛門(略花押)

同 伝右衛門(略花押)

請人老

延宝元年

刁ノ十二月廿三日

八右衛門(印)

同 庄や

四日市中ノは

作右衛門殿まいる⁽²⁾

太郎兵衛(印)

まず、事書に「本元返シ売渡し申田地之事」と、「元返売渡文言」が入る。そして、併せて米三六俵二斗六升を借りるにあたり、その担保としての土地の様子が記されている。本文には年貢差し詰まりによる借用であるためその年貢米を江村郷蔵へ納入するとある。さらに「右元米返シ候ハ、𦵏人ツ、ニ右田地此方へ御渡し可被成候」と元米返却の折には担保である田地の返却の依頼・「担保返却依頼文言」がある。この時点で、後述する「元金返」を事書に用いる土地売買証文が作成されたのである。しかし、この「元金返」の土地売買証文が定着するには少し時間がかかる。

次に、天和元年の土地売買証文を掲げてみる。

〔史料七〕

本元返シニ売渡し申田地之事

合納米三俵也 田所ハ東たいニ而下々四畝廿𦵏歩

高七斗八升也

右者酉ノ年御年貢米つまり迷惑仕候ニ付売申候処実正也、則右之米慥ニ請取御納所申候、然上ハ来戌之暮方御年貢役米共ニ其方方御つとめ可被成候、此田地ニおゐてハ少も横あい方ハかまい無御座候、右元米本人方返弁仕候者、本人方へ右田地御渡し可被下候、横相方者請申間敷候、其上売つきも仕間敷候
一此作左衛門仕候米かり金御未進御座候共、此田地とてハかけ間敷候、為□□□之判形如件

江村売主

作左衛門(印)

天和元西ノ年十二月十三日

請人

子ノ十二月廿五日

七兵へ（印）

同

□右衛門（印）
（虫損）

当村

太郎兵衛殿まいる⁽²³⁾

江村平尾村文書の天和元年の証文の事書は、「本元返シニ売渡し申田地之事」とある。また、ここでは取り上げていないが、翌天和二年の土地売買証文⁽²⁴⁾の事書は従来通りの「永代売渡し申田畠之事」とあつて、この時期が「元返売渡文言」の本格的な使用開始時期かもしれない。ただ、兩年とも「御国替御給人替御代官替庄屋替」などの「徳政担保文書」は見られず、この地域では既に寛文期から延宝期にかけて「徳政担保文言」が使用されなくなる。ただ、「元返」の証文が定着していくのは元禄期以降である。次に元禄期の土地売買証文を取り上げる。

〔史料八〕

元返ニ売申田地之事

川原田

一下々下田壹畝拾七歩 高壹斗六升壹合

代米拾俵貳斗也

右者元返ニ売渡し、則代米慥ニ請取申候、然上ハ御年貢諸役共ニ其方方御勤可被成候、何時成共右米返進仕候ハ、田地此方江御戻し可被成候、為後日如件

江村売主

元禄拾三辰年十一月廿一日

藤十郎（印）（抹消）

同村組頭

才兵衛（印）（抹消）

同村年寄

長 助（印）（抹消）

同村庄屋

太左衛門（印）（抹消）

桜一色村

弥五右衛門殿⁽²⁵⁾

元禄十三年の証文の事書は、「元返ニ売申田地之事」と、「元返売渡文言」が見られる。そして、検地帳に表記されたような地字・地種・地目・面積・分米が記述されている。この土地を担保にして代米を一二俵余借用するというものである。「年貢諸役勤め依頼文言」、借用米返済後の「担保返却依頼文言」が見られる。このような様式は記載順が異なるが、先に紹介した元禄八年の粟加村の土地売買証文にも見られ、元禄期には、「元返売」「検地帳表記」「年貢諸役勤め依頼文言」「担保返却依頼文言」が見られ、定着していたものと思われる。ただ、元禄期の土地売買証文には「元返売渡文言」が見られるが、あくまで借用した物件を返済した場合には土地を返却するというものである。〔史料八〕には、「何時成共」という「無期限文言」があり、「何年過」「幾年過」と表記された土地売買証文に繋がるものであり、無期限の請戻し慣行の先駆けが元禄期に見られる。

以上のように、近世前期の土地に関する証文の変遷を見てきたが、粟加村・江村を含め津藩領村落の土地売買証文の記載事項をまとめたものが表1である。この表をもとに津藩の土地売買証文の変容をまとめている。

まず、寛永期から貞享期頃までは、その事書が「永代売渡し申作敷之事」「永代売渡し申新畠之事」「永代ニ売渡し申田地之事」「永代ニ売渡し申田地之事」のように「永代売渡文言」となっていた。ところが、元禄期

表 1. 津藩伊勢国領村落の土地売買証文一覧（寛永期～元禄期）

番号	年月日	西暦	事 書	徳政担保文言	違乱文言	担保返却依頼文言	無期限文言	年貢諸役勤め依頼文言	裏書 (見届文言)	文 書 名	文書番号	備 考
1	寛永3.12.21	1626	永代売渡申作敷之事	○	○					海野家文書	F76-24	
2	明暦1.12.13	1655	売渡シ申田畠之事	○		○				江村平尾村文書	A1-8	
3	万治2.12.15	1659	売渡シ申元かへし田地請状之事	○	○	○				江村平尾村文書	B3-16	
4	万治3.12.25	1660	永代売渡シ申田地之事	○	○					江村平尾村文書	A1-3-2	
5	万治4.4.1	1661	売渡シ申田地之事							海野家文書	F169-3	
6	万治4.4.1	1661	売渡シ申田地之事							海野家文書	F169-9	
7	万治4.4.3	1661	売申田地之事	○						海野家文書	F169-8	
8	寛文4.12.21	1664	永代売渡シ申田地之事							江村平尾村文書	A1-5	
9	寛文5.4.12	1665	永代売渡シ申田畑之事							江村平尾村文書	A1-6	
10	寛文10.12.20	1670	永代売渡シ申新畠之事	○	○					海野家文書	F169-10	
11	寛文12.12.18	1672	永代ニ売申田地之事	○						海野家文書	J160-4	
12	延宝1.12.23	1673	本元返シ売渡シ申田地之事			○	元米返			江村平尾村文書	A106-1	
13	延宝2.11	1674	永代売渡申林山之事					○		足坂文書	138	
14	延宝4.12.20	1676	永代ニ売渡シ申田地之事	○						海野家文書	F157	
15	延宝4.12.20	1676	永代売渡シ申田地之事	○						海野家文書	F169-2	
16	延宝4.12.20	1676	永代ニ売渡シ申田地之事	○						海野家文書	F169-5	
17	延宝7.11.25	1679	永代ニ売渡シ申田地之事	○				○	○相違無	河辺家文書	15	裏書は庄屋
18	延宝7.12.20	1679	永代売渡シ申新畠之事	○	○					海野家文書	F169-7	
19	天和1.12.13	1681	本元返シニ売渡シ申田地之事			○	元米本人返弁	○		江村平尾村文書	A1-9	
20	延宝9.2.27	1681	永代ニ売申畑山之事							足坂文書	147	
21	天和2.2.19	1682	永代ニ売渡ス林山之事							足坂文書	96	
22	天和2.3.29	1682	永代売渡シ申田畠之事							江村平尾村文書	A1-7	
23	天和2.12.20	1682	永代ニ売渡シ申畠ノ事	○	○					海野家文書	F169-6	
24	天和2.12.20	1682	永代ニ売渡シ申田地之事	○	○					海野家文書	F169-4	
25	天和2.12.20	1682	永代ニ売渡シ申田地之事	○	○					海野家文書	F169-4	
26	天和2.12.21	1682	永代ニ売渡シ申田地之事	○				○	○相違無	河辺家文書	17	裏書は庄屋
27	天和2.12.25	1682	永代ニ売渡シ申田地之事							海野家文書	F169-1	
28	天和2.12.25	1682	永代ニ売渡シ申田地之事	○						海野家文書	J160-22-6	
29	貞享3.7.19	1686	永代ニ売渡シ申田地之事						○	海野家文書	J159-1	
30	貞享3.7.19	1686	永代ニ売渡シ申田地之事						○	海野家文書	J159-2	
31	貞享4.12.12	1687	田地賃入借用申米之事							江村平尾村文書	A3-5	
32	貞享5.2.13	1688	元米返シ売渡申田地之事			○	幾年過		○	江村平尾村文書	C-149	
33	元禄3.3.14	1690	売渡ス元返田之事				何時成共元金返	○	○	樋田文書	E1-140-58	
34	元禄3.3.14	1690	売渡ス元返田之事				何時成共元金返	○	○	樋田文書	E1-140-59	
35	元禄6.12.12	1693	元返ニ売申田地之事			○	何時成共	○		江村平尾村文書	B3-1-1	扣
36	元禄6.12.22	1693	元返ニ売申畑之事			○	何時成共	○		江村平尾村文書	B3-8-1	
37	元禄6.2.13	1693	元返ニ売申田地之事			○	何時成共	○		江村平尾村文書	A100-3-1	
38	元禄6.2	1693	元返ニ売申田地之事			○	何時成共	○		江村平尾村文書	A103-8	
39	元禄6.4.12	1693	元返シ金ニ売渡申田地之事				何年過候共	○	○相違無	河辺家文書	27	裏書は庄屋
40	元禄7.3.29	1694	元返ニ売申田地之事			○	何時成共	○	○	江村平尾村文書	A115	
41	元禄7.3.29	1694	元返ニ売申田地之事			○	何時成共	○	○	江村平尾村文書	B3-1-2	
42	元禄7.3	1694	質流之田地証文之事					○		海野家文書	F76-20	
43	元禄7.3	1694	質流之田地証文之事					○		海野家文書	F76-30	
44	元禄8.2.14	1695	売渡申元米返田地之事			○		○	○	海野家文書	F169-11-3	
45	元禄8.2.14	1695	永代ニ売渡申畑之事							海野家文書	J160-13-4	村役人・衆理り永代
46	元禄8.2.14	1695	売渡申元米返田地之事				元米返弁	○		海野家文書	J160-15-1	
47	元禄8.2.14	1695	永代売渡申田畑之事							海野家文書	J160-13-6	村役人衆へ理り永代
48	元禄8.2.29	1695	元返ニ売申田地之事			○	何時成共	○	○	江村平尾村文書	A103-10	
49	元禄8.2.29	1695	元返ニ売申田地之事			○	何時成共	○	○	江村平尾村文書	A103-21	
50	元禄8.3	1695	質流之田地証文之事					○		海野家文書	J160-19-4	
51	元禄8.12.19	1695	借用申米之事				元米返	○		江村平尾村文書	A2-6	
52	元禄9.9	1696	売渡ス元返畑之事				いつニても元米返	○	○	樋田文書	E1-140-60	
53	元禄13.3.29	1700	元返シ金ニ売渡申田畑之事				何年過候共	○	○	河辺家文書	41	
54	元禄13.3	1700	質流之田地証文之事					○		海野家文書	F76-27	
55	元禄13.11.20	1700	永代売渡ス屋敷田之事					○		江村平尾村文書	B3-7	小手形写シ
56	元禄13.11.21	1700	元返ニ売申田地之事			○	何時成共	○		江村平尾村文書	A2-7	
57	元禄14.3	1701	質流之田地証文之事					○		海野家文書	F76-36	
58	元禄14.4.14	1701	元返ニ売申畑之事			○	何時成共	○	○	江村平尾村文書	A103-7	
59	元禄14.12.9	1701	元返ニ売申畑之事			○	何時成共	○		江村平尾村文書	A103-1-2	
60	元禄15.3.晦日	1702	元返ニ売申畑之事			○	何時成共	○	○	江村平尾村文書	B3-57	
61	元禄15.3.晦日	1702	元返ニ売申田地之事			○	何時成共	○	○	江村平尾村文書	A103-14-1	
62	元禄15.3.晦日	1702	元返ニ売申畑之事			○	何時成共	○	○	江村平尾村文書	A103-14-2	
63	元禄15.3.晦日	1702	元返ニ売申畑之事			○	何時成共	○	○	江村平尾村文書	A103-14-3	
64	元禄15.3	1702	質流之田地証文之事					○		海野家文書	F76-23	
65	元禄16.3	1703	質流之田地証文之事					○		海野家文書	F76-25	
66	元禄16.3	1703	質流之田地証文之事					○		海野家文書	F76-34-2	
67	元禄16.4	1703	元返シ金ニ売渡シ申田地之事				何年過候共	○	○	河辺家文書	43	
68	元禄16.12.5	1703	質流田地添証文之事					○		海野家文書	J160-13-2	
69	元禄17.3.28	1704	元返ニ売申田地之事			○	何時成共	○	○	江村平尾村文書	A113	
70	元禄17.3.28	1704	元返ニ売申田地之事			○	何時成共	○	○	江村平尾村文書	A16	

江村平尾文書、足坂文書は三重県総合博物館所蔵、海野家文書は三重県総合博物館寄託文書、樋田文書は文化振興課所蔵、河辺家文書は津市図書館所蔵。

文書番号とは、上記の文書群の中の文書名の仮番号を指す。

徳政担保文言は「徳政」文言が表記されているもの、違乱文言は「違乱」「違覧」文言があるもの、担保返却文言は担保物件返却後の土地返却の依頼があるもの。

無期限文言とは、「何年過」「幾年過」とある期限を想定しない文言、年貢諸役勤め依頼文言とは年貢諸役を質取主に勤めてもらうよう依頼している文言。

裏書（見届文言）は、裏書に見届けた旨の文言、書判があるものとし、○の後に「相違無」とある場合は、庄屋が表書の内容を「相違無し」と認めたことを意味する。

となり「売渡申元米返田地之事」のように、「元返」という文言が入るようになった。江村では、明暦期から天和二年にかけて「売渡シ申田畠之事」「永代売渡シ申田地之事」「永代売渡シ申畠之事」のような事書が見られる一方、天和元年の証文に「本元返シニ売渡し申田地之事」の事書も見られ、元禄期には「元返ニ売申田地之事」という「元返」の文言が定着する。つまり、事書に関しては寛永期から貞享期頃までが「永代売渡文言」、元禄期には「元返売渡文言」が見られるようになる。

また、天和二年までは「天下一道之御国替御給人御代官替いか様之徳政御座候」のような大名、給人、代官替などの徳政が出されても、これには応じない旨の「徳政担保文言」が見られる。それが元禄期にはなくなり、代わって元返をしたならば担保物件は返却する旨「担保返却依頼文言」が見られるようになる。しかし、最初は「何年過」「幾年過」というような無期限を意味するような文言は定着していない。この文言が定着するのは元禄期前半で、曖昧であった年季をこの文言を付加することで、「永久」「無年季」「無期限」という意味合いが追加され、元返を後押しし、いわゆる無年季的請戻し慣行を定着化させていったと考えられる。

土地売買証文の文言は、貞享期頃までは多くの文書は「永代売」の入った事書の下に「徳政担保文言」「違乱文言」「担保返却依頼文言」で構成されていた。一方、元禄期になり「元返売」の入った事書のもと、「担保返却依頼文言」は継続するものの「徳政担保文言」「違乱文言」はなくなり、代わって「無期限文言」「年貢諸役勤め依頼文言」、裏書に「見届文言」が加わり、四つの文言で構成されることとなった。特に大庄屋や郷代官による「見届文言」が加わったことで、藩の関与が明確となり、村落内だけの慣行ではなくなったのである。

第三章 検地帳と藩法令・村掟との関係

前章まで、伊勢国津藩領内で実施された土地売買証文を提示した。この章では、前章で検討した検地帳との関係、「永代売渡文言」から「元返売渡文言」への変化の理由を検討する。先行研究では、無年季的質地請戻し慣行の実施にあたり、土地所持の根拠として検地帳に名請人として登録されていることが重要であったとの指摘がある。そのことについて、検証してみよう。

第一節 土地売買証文と検地帳の関係

土地売買証文と検地帳との関係を分析するにあたり、津藩領飛び地であった三重郡江村の明和五（一七六八）年の土地売買証文を検討する。その証文には事書に続けて次のように記されている。

〔史料九〕

山かミド 水帳太郎兵衛分

一下畑式畝三步

分米壹斗五合⁽²⁶⁾

とあり、担保となる土地について、地字・地種・地目・面積・分米が記されている。地字の下には「水帳太郎兵衛分」と水帳、すなわち検地帳ではこの土地が太郎兵衛のものであると記されている。ただ、江村の検地帳がないために、あくまで推測の域はでないが、前出の天和元年の土地売買証文との表記が明らかに異なっており、この証文からは検地帳と土地売買証文との関係性が想定される。

粟加村では元禄二年に内検が実施されたが、その際に作成された「内検帳」⁽²⁷⁾と粟加村に残された土地売買証文との比較により、土地売買証文が検地帳に基づき作成されていたのかを確認することができる。ただし、ここでの土地売買証文は「元返」の文言があるものだけではなく、質流

土地証文も含めて検討する。

元禄十五年の小兵衛が借主となっている「質流之田地証文之事」⁽²⁸⁾には、事書に続いて次のようにある。

〔史料一〇〕

下あいの

一下々畠 壹畝拾歩

分米六升

右者御年貢不足米ニ手詰り右之地方質物仕、金子借用仕居申（中略）

右之地方流相渡申候、其元名寄へ御入可被成候（下略）

とあつて、地字・地種・地目・面積・分米が記されている。そして、質流れとした土地は「其元名寄へ入」れるように明記されている。ここでは土地台帳は名寄帳が関係していた。また、元禄二年の内検帳の小兵衛の記載では、

〔史料一一〕

同所（下あいの）

一下々畑 壹畝拾歩

六升

小兵衛

とあり、質流土地証文の地字・地種・地目・面積・分米の記述が一致する。同様に粟加村清兵衛が同村次左衛門へ土地を売買した際の元禄八年の証文と元禄二年の内検帳の清兵衛の記載⁽³⁰⁾を比較すると、記載方法は異なるが、地字・地種・地目・面積・分米等内容は合致する。

さらに、粟加村に残る享保三年の名寄帳⁽³¹⁾には、多くの付箋が貼り付けられており、その付箋には一筆の土地に「元返作大夫へ売」「元返加平次ニ売」「元返伝吉ニ売」「同（元返）忠次郎分買」「元返勘四郎分買」と記載されている。ここからは名寄帳が村の土地移動にあたっての基本台帳であったことや、「元返」の文言に見られるように借用処理が完了すれば返却するという「元名請者」優先の意向が読み取れる。

以上のように、先行研究で明らかにされている検地帳・名寄帳と土地

売買証文は非常に深い関係性があることが判明した。しかし、津藩の場合の検地は明暦三（一六五七）年以降開始される内検であり、それ以前は文禄三（一五九四）年の太閤検地帳に基づき表記がなされたと考えられる。内検の実施にあたっては「土地の混乱」⁽³²⁾が理由の一つであり、内検により当時混乱していた名請人を確定することができた。したがって、内検実施はそれ以前からの慣行を「元返」の慣行へ結実させる基盤となっていると考えられる。ただ、あくまで「元返」の慣行は内検による影響（内検後にはその検地帳に基づく表記を行い、実際の運用にあたっては名寄帳を活用）は受けていたが、内検以前にこの慣行が実施されていたことを考えれば、やはり、その原動力は、寛文・延宝期という安定的で平和な時代背景や、後述する天和三年の藩農政法令の発布が背景にあったと思われる⁽³³⁾。

第二節 近世前期の藩法令・村掟

土地売買については、寛永二十（一六四三）年の幕府が発布した「田畑永代売買禁止令」が有名である。これの影響もあつて津藩伊賀国領では延宝九（一六八一）年の「壁書」⁽³⁴⁾に次のようにある。

〔史料一二〕

一、田畑之売買同質物ニ書入候義、売主・買主相對ニ而私に相究候儀堅仕間敷候、御蔵入は御代官へ相断、御給知は其給人江相断、同心ニおゐてハ郷組之大庄屋并其村・五人組江遂相談、売卷・借状等も右之者共裏判以可相究（後略）

とあり、田畑売買や質入れにあたり売主・買主相對で決めるのではなく、蔵入地は代官、知行地は給人に断り承認を得た場合は、その組の大庄屋や村の庄屋・五人組が相談の上で、裏判を押すこととなっている。ここでは、土地売買に際して、代官・給人等の藩士、及び大庄屋・庄屋等村

役人の関与が必要であつたことがわかる。

これに対し伊勢国領では、天和三（一六八三）年八月の一七条の農政法令「可相守条々」の中に土地売買に関する条目が盛り込まれており、それを抽出してみると次のようにある。

〔史料一三〕

一、田畠永代之売買 御公儀御法度之趣堅可相守候、百性入替之時分又ハ無抛子細於有之ハ奉行所へ相達可受下知候、年季売之田畠山林も自今以後者郷代官并大庄屋之裏判を以売買可仕事⁽³⁵⁾

この法令は、元禄二年に伊賀国領にも触れられているので、津藩としての農政を推進するための基本法令であり、公儀の法度順守を謳っている。注目されることとして、年季売の田畑山林の売買に関して、郷代官・大庄屋の裏判を必要としていることである。今まで見てきたように、土地売買証文の裏書に大庄屋の署名押印があるのは、藩政策に従って処理されていたからであろう。

ただ、このような法令発布前の延宝七（一六七九）年に津藩領伊勢国河辺村では土地売買に関する村掟が作成された⁽³⁶⁾。それを取り上げてみる。

〔史料一四〕

覚

一、是迄永代売ニ仕置候田地買手方之名寄帳へ入不申在之候ハ、庄屋・年寄致吟味可持方之名寄帳へ入可申候、或ハ年季売置有之候田地ハ年季明候ハ、庄屋・年寄聞届ケ可持方へ請こませ可申候、自今以後永代売ハ五年め々々ニ買手方之名寄へ庄屋・年寄致吟味ヲ持こませ可申、元金返シ之田地ハ有来り之通ニ可仕候

この村掟では、土地移動に関して永代売であろうと年季売であろうと、名寄帳への記載を取り決めている。その上で、永代売の場合は五年ごとに購入側の名寄帳の庄屋・年寄吟味が必要であつた。また、元金返での

土地売買は従来どおりであるとしている。ここからは、永代売・年季売があつたこと、この時点で元金返慣行の端緒が見られることである。

おわりに

近世前期の津藩領下にあつた村落の土地売買証文の変遷を追った。それらをまとめて終わりとしたい。

近世前期の津藩領下村落の土地売買証文は、寛永期から貞享期頃までの「永代売渡申田地之事」のような事書の土地売買証文であつた。その記載の特徴は、借用に関する土地情報に次いで、国替・給人・御代官などの交代による徳政があつても、この証文に関する限り例外であるという「徳政担保文言」「違乱文言」が見られることである。土地情報は藩の意向を受けた内検が実施されていないため、地字・地種・地目が表記されている程度である。

ところが、この間の天和期の事書に「元返」の文言が見られるようになる。まだ天和期は「永代」「元返」文言が錯綜しているが、元禄期の土地売買証文は「元返」文言となる。その特徴は「検地帳」をもとにした「地字・地種・地目・面積・分米・（平高）」表記の土地情報が記され、この土地を担保にして金子・米などを借用するというものである。

ただ、検地帳の表記は土地売買証文に記載されているが、実際の土地台帳は村の土地移動を記録した帳簿である「名寄帳」であつた。そして、この土地情報に続いて「年貢諸役勤め依頼文言」、借用物件返済後の「担保返却依頼文言」が記されて、定式化されていた。元禄期前半までは確実に借用物件を返済した際に土地の返却が行われる「元返」であつて期限については曖昧な要素が残されている。そこで、「何年過」「幾年過」などの年季を区切らない文言、いわゆる「無期限文言」を挿入すること、無年季的質地請戻し慣行を後押しし、定着化させていったと考

えられる。

この「永代売」から「元返売」への土地売買証文への変化は、幕府法令の「永代売」を禁止した条項の趣旨を盛り込んだ天和三年津藩法令「可相守条々」（一七か条目）が發布されてから本格的となった。そこには、永代売を禁止した上で、名請人の変更や年季売の田畠山林の売買証文について郷代官・大庄屋の承認を受けることが明記されており、藩の関与が見られる。しかし、その兆候は延宝七年の村掟にも見られ、そこでは名寄帳の活用、永代売禁止、庄屋・年寄吟味、元金返しの土地の返却が盛り込まれていた。

このように、永代売を年季売や元返売に変更する藩政策は、村落や地域で行われていた土地売買慣行を後押するように、藩法令を制定することで定着化させていったのである。その背景には、幕藩体制の安定した戦乱のない平和な時代、寛文・延宝期頃に展開される小農自立などの社会の変化がある。津藩が実施した近世前期からの内検や法令發布は、このような社会情勢を背景としたもので、地域社会で萌芽した無年季的質地請戻し慣行を後押ししたものであった。

ただ、この分析は紙幅の関係もあり元禄期までの土地売買に関する慣行の実相の分析が中心であり、無年季的質地請戻し慣行の存在意義についても十分に検討できなかった。これに関しては宝永期以降の様相も踏まえて今後の課題としたい。

註

(1) 菅原一「近世中後期における無年季的請戻し慣行の実態」（『日本歴史』八四五号、二〇一八年）。そのほか主な先行研究には、白川部達夫「近世質地請戻し慣行と百姓高所持」（『日本近世の村と百姓の世界』（校倉書房、一九九四年）、同『近世質地請戻し慣行の研究』

（塙書房、二〇一二年）、神谷智『近世における百姓の土地所有』（校倉書房、二〇〇〇年）、渡辺尚志「無年季的質地請戻し慣行を再考する」（『日本歴史』八六四号、二〇一八年）などがある。

(2) 佐々木潤之介「幕藩体制下の農業構造と村方地主」（古島敏雄編『日本地主制史研究』岩波書店、一九五八年）。

(3) 註(1) 神谷前掲書。

(4) 白川部達夫「近世質地請戻し慣行と百姓高所持」（『日本近世の村と百姓の世界』（校倉書房、一九九四年）。

(5) 伊勢国で実施された文禄三年の太閤検地については、大石学「伊勢国文禄検地に関する一考察——三重郡の検地を中心に——」（『地方史研究』第二〇九号、一九八七年）、同「伊勢国文禄検地奉行一柳右近をめぐる一考察」（『三重県史研究』第二号、一九八六年）、酒井一「三重県近世史研究の諸問題（1）——太閤検地を中心に——」（『三重県史研究』第七号、一九九一年）がある。また資料紹介として、播磨良紀「三重郡菰野町の太閤検地帳」（『三重県史研究』第一六号、二〇〇一年）がある。

(6) 津藩の検地は、藩役人が自ら検地を実施したのではなく、村に対して検地をするように差し向け、実質的には藩主導となる内検を実施した。その詳細は、拙稿「村方支配と年貢・内検」（藤田達生監修三重大学歴史研究会編『藤堂藩の研究論考編』清文堂出版、二〇〇九年）を参照のこと。

(7) 寛永二十年の「田畑永代売買禁止令」についての評価や位置づけなど幕府法令についての分析は多く見られる（大石慎三郎『享保改革の経済政策』御茶の水書房、一九六一年など）が、個別領主権力法令との関係がやや希薄である。

(8) 津藩伊勢国領下にあった栗加村、飛び地であった江村を中心に、

萩野村、足坂村、河辺村の事例を含めて検討を進める。

(9) 分析にあたって、土地売買証文等に記載されている文言・用語を内容に即して便宜的に以下のように定義付けして考察を進める。まず、事書に関して「永代売渡申○○之事」「永代売渡し申○○之事」「永代ニ売渡し申○○之事」「永代売渡シ申○○之事」とある「永代」の文言が記載されているものを「永代売渡文言」とし、「売渡申元米返○○之事」「本元返シニ売渡し申○○之事」「元返ニ売申○○之事」と「元返」の文言が記載されているものを「元返売渡文言」とする。なお、○○の文言は「田地」等地目があてはまる。

また、本文に関して、「自然御国替御代官かわり、又ハ天下一同御徳政行候」「天下一同之御国替御給人替御代官替如何様之徳政御座候」「天下一道之御国替御給人御代官替、又ハいか様之徳政御座候」などの「徳政」文言が表記されているもの、「徳政」の文言がないものの「殿様御国替御代官替庄や替地下所方一ケ一門方も六ヶ敷儀申候」「御国替御給人替御代官替庄屋替、又ハ地下ニ如何様之出入御座候」など、同様の意味合いで捉えられる文言を「徳政担保文言」とする。さらに「徳政担保文言」との関連で「違乱」「違覧」とある文言を「違乱文言」とする。

そして、「元米返弁仕候ハ、無相違地方御戻し可被成候」「元米本人方返弁仕候者本人方へ右田地御渡し可被下候」のような返済後の土地返却の依頼文言を「担保返却依頼文言」、「御年貢高役等其方方御勤可被成候」「御年貢役米共ニ其方方御つとめ可被成候」「御年貢諸役共ニ其方方御勤可被成候」のような年貢諸役を質取主に勤めてもらうよう依頼している文言を「年貢諸役勤め依頼文言」とする。最後に「何時成共」「何年過」「幾年過」のような期限を想定しない文言を「無期限文言」とする。

(10) 三重県総合博物館寄託海野家文書「寛永三年永代売渡申作敷之事」(仮目録番号F一七六―二四、以下、海野家文書番号は仮目録番号と史料名を表示する)。

(11) 註(1) 神谷前掲書。

(12) 三重県総合博物館寄託海野家文書「寛文十年永代売渡し申新畠之事」(F一六九―一〇)。

(13) 栗加村は近世初期から藤堂内蔵丞の知行地であったが、寛文十年の上知をきっかけにして一時蔵入地となり、上知終了後には再び藤堂内蔵丞の知行地となった。天和三年以降は再び蔵入地となった。その詳細は、拙稿「津藩の伊勢国における年貢政策について」(『ふびと』第五一号、三重大学歴史研究会、一九九九年)を参照のこと。また、津藩の知行制については、拙稿「藩政確立期の知行制―二代高次から三代高久時代を中心に―」(『近世大名家臣団と知行制の研究』清文堂出版、二〇一九年)。

(14) 三重県総合博物館寄託海野家文書「延宝四年永代ニ売渡し申田地之事」(F一五七)。

(15) 同右「天和二年永代ニ売渡し申田地之事」(F一六九―四)。

(16) 同右「元禄八年売渡申元米返田地之事」(F一六九―一一―三)。

(17) 栗加村では、村主導による内検が元禄二年に実施されたことは、この時期に「元禄二年内検帳」が残ることや、実施にあたっての規定を定めたものが残されていることからわかる。検地簡条書など内検の資料を翻刻したものに『安濃町史』資料編(一九九四年)がある。

(18) この法令は、津・久居藩の農政法令で伊勢国では天和三年、伊賀国では元禄二年に一斉に發布され、幕末維新期までその内容は有効であった。

(19) 海野家文書「元禄八年永代ニ売渡し申畑之事」(J一六〇―一三―四)。

(20) 元禄期には質流れの土地証文も散見される。本稿では元金返の土地売買に関する慣行を取り上げたが、実際には元金返による土地売買慣行とは別に質入による金子借用、期限までに返済できなかった場合の質流れの慣行も同時に行われていた可能性もある。それは事書に「質流之田地証文之事」など「質流」の文言が見られ、本文でも利息を払えないために土地の質流れを認めるというものである。今後、その存在実態と元金返との差異の分析を行う必要があるが、それは他日に期したい。

(21) 三重県総合博物館所蔵江村平尾文書「明暦元年売渡し申田畠之事」(仮目録番号A一一八、以下、江村平尾文書は仮目録番号、史料名を表示する)。

(22) 同右「延宝元年本元返シ売渡し申田地之事」(A一〇六一)。

(23) 同右「天和元年本元返シニ売渡し申田地之事」(A一一九)。

(24) 同右「天和二年永代売渡し申田畠之事」(A一一七)。

(25) 同右「元禄十三年元返ニ売申田地之事」(A二一七)。

(26) 三重県総合博物館所蔵江村平尾文書「明和五年元返ニ売渡し申畑之事」(A一一二)。

(27) 三重県総合博物館寄託海野家文書「元禄二年栗加村内検帳」(A七一)。

(28) 三重県総合博物館寄託海野家文書「元禄十五年質流之田地証文之事」(F一七六一二三)。

(29) 同右「元禄八年売渡申元米返田地之事」(J一六〇一一五一)。
該当部分を掲載すると次のようにある。

売渡申元米返田地之事

岡ノかいと

一上畑 壹畝五歩

分米壹斗三升四合

平高壹斗九升三合

代米七斗貳升 元米返ニ当村次左衛門ニ売

とあつて、地字・地種・地目・面積・分米・平高・代米・売主が記されている。

(30) 同右「元禄二年栗加村内検帳」(A七一)。該当部分は次のようにある。

同所(岡ノかいと)

一上畑 拾九歩

七升三合

清兵衛

同所

一上畑 拾六歩

六升壹合

同人

とあり、前述した土地売買証文では土地が合算されて一畝五歩、分米一斗三升四合となっているが、内検帳では別々に記載されている。

(31) 同右「享保三年上栗加村名寄帳」(A七二)。

(32) 内検実施の理由については、各村落に残る内検帳の後書に、「内検之儀先年の帳面田畑混乱有之ニ付」と先年の帳面田畑混乱を理由とし、そのために検地を実施するとある。また、明暦三年の触にも「一、田畑之事 殿様ハ当分之御国主、於田畠ニハ公儀之田畠之处ニ公儀をかろしめ水帳をかすめかくし田畠令混乱之儀曲事成義ニ被思召候間、水帳無之在々ハ其品ニ方連々地押可被 仰付候事」と水帳(検地帳)をかすめて隠し田畑を混乱させていること、水帳がない村々の地押(検地)を仰せ付けるとあり、混乱とは太閤検地後少なくとも五十年以上が経過し、この時点で太閤検地帳に登録されている名請人と実際の耕作者との齟齬がある実態や、検地帳紛失による混乱等があることが内検を実施する理由となっている。

(33) 神谷智氏は、小農自立政策などにより寛永期以降、寛文・延宝期にかけて小農が自立し、この階層を中心に検地帳上の高請地を自己の

所持地であるという意識（高請地所持意識）が成立し、それとともに、高請地売買のあり方も永代売から質入れへの重点が変化したとしている。註（1）神谷前掲書。

（34）「州要録卷一」（『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年）。

（35）「津領郷中一七箇条」（『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年）。

（36）「田地永代売買につき覚」（『三重県史』資料編近世3上、二〇〇八年）。

【付記】

資料所蔵者である海野謙四郎様、津市津図書館、三重県総合博物館の皆様には資料利用や掲載にあたりさまざまな便宜を図っていただいた。ここに記して感謝いたしたい。

（三重県環境生活部文化振興課歴史公文書班 藤谷彰）